

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から41年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入しなくてはならないということは知らなかったが、昭和38年4月に、突然、自宅へ隣組の偉い人が国民年金保険料の集金に来た。毎月100円か200円を紙幣で、その集金人に納付したのに、未納とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、同年4月以降の国民年金加入期間に、申立期間を除き保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に毎月、100円又は200円を納付していたと主張しているところ、A市によると、申立期間当時は、納付組織による国民年金保険料の集金を行っていたとしている上、当時の保険料額は100円であることから、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通して住所の異動は無かったとしているところ、オンライン記録によると、申立期間は4か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであることから、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月

私の国民年金は、大学卒業後の昭和62年4月頃、母が市役所で加入手続きを行い、婚姻後は、妻が市役所で夫婦の国民年金への切替手続きをしてくれたので、申立期間に係る国民年金の資格記録は、夫婦いずれの年金手帳にも同一の日が記載されている。

また、国民年金保険料は、妻が夫婦二人の分を銀行で納付してくれており、妻の領収書があり納付済みと記録されているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦の国民年金の切替手続きを行い、妻が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間に係る資格記録となる平成4年8月*日の資格取得日の下段に、8年4月*日届出と記載されている上、オンライン記録によると、当該取得日及び4年9月*日付け資格喪失日は、8年5月*日に追加入力されていることが確認できることから、この頃に申立期間に係る国民年金の届出が行われたものと推認される。当該届出の時点では、申立期間は既に時効による納期限が経過していることから、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の妻に係る平成4年8月*日付け第3号被保険者非該当となる記録は、5年4月*日に入力されており、申立人の妻は、4年8月の国民年金保険料を5年4月*日に納付していることが、所持する国民年金保険料領収書により確認できることから、同年4月頃、申立期間に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したものと推認される。申立人に係る申立期間の領収書は所持していないとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から同年 12 月までの期間、62 年 6 月及び同年 7 月並びに 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 6 月及び同年 7 月
③ 昭和 63 年 8 月

私は、平成 2 年 12 月に、自宅近くの市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む 5 か所の未納期間の国民年金保険料を一括で全て納付したが、申立期間の 3 か所は未納のままとされており納得できないので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を同年 5 月及び同年 8 月から同年 11 月までの期間の保険料と併せて一括して納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格記録は、平成 2 年 12 月に追加入力されていることが確認できることから、当該入力時点まで、当該期間は国民年金に未加入の期間である上、当該入力時点において、当該期間の国民年金保険料は既に時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの期間及び57年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年3月まで
② 昭和57年7月

当時の領収書は無いが、申立期間①の国民年金保険料についてはA市において、申立期間②の保険料についてはB市において、それぞれ納付しており、全て納付しているはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料についてはA市において、申立期間②の保険料についてはB市において、それぞれ納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人のA市への住所変更日は昭和53年9月28日となっており、国民年金手帳記号番号払出簿には、「53年12月1日送付 C 社保へ」、特殊台帳には、同年12月に当該特殊台帳が移管された旨の記載がそれぞれ確認できることから、この頃に申立人の国民年金に係る同市への住所変更の届出が行われたものと推認でき、この時点まで、申立人は、同市において国民年金の被保険者として管理されておらず、申立期間①の保険料を、同市において現年度納付することはできなかつたものと考えられ、同市において納付したとする申立内容とは符合しない上、申立人が所持するD村役場国民年金係が発行している国民年金保険料に関する記録においても、申立期間①は未納となっている。

また、申立期間②について、申立人は、昭和57年7月にA市からB市へ転居し、同市において国民年金保険料を納付したと主張しているところ、同市の被保険者台帳の徴収方法欄には「自動払 57.8」の押印が確認でき、同市の国民年金収滞納一覧表では、同年8月以降、2か月ごとに、保険料が自動振替

により納付されていることが確認できるものの、申立期間②は未納となっている上、当該期間における賦課状況が「転出入」と記録されていることから、申立人に対して当該期間に係る納付書が発行されたとは考え難く、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、特殊台帳において、申立期間①及び②の国民年金保険料を過年度納付したとする形跡は見当たらない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から63年9月まで

私がか会社を退職した後の昭和60年4月頃に、妻がA市役所において、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を市役所又は銀行で一括納付し、その後も毎年、妻が二人分の保険料を前納したにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が会社を退職した後の昭和60年4月頃に、申立人の妻がA市役所において、国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を市役所又は銀行で一括納付し、その後も毎年、妻が二人分の保険料を前納していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、平成3年1月に払い出されており、A市の納付記録における新規資格取得時の入力日から、2年12月頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、昭和60年4月頃に国民年金への切替手続きを行ったとする申立内容とは符合しない上、当該加入手続き時点において、申立期間の保険料は、既に時効により納付することができない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び納付記録において、申立期間の国民年金保険料を納付したとする記録は見当たらず、オンライン記録と一致する。

なお、上記の国民年金加入手続き時点において、過年度納付することが可能であった昭和63年10月以降の国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人から提出のあった確定申告書(控)において、昭和60年は

一人分、61年は二人分、62年及び63年は一人分の相当額の支払保険料額の記載が確認できるものの、それらが申立人の分と特定することができず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とみることにはできない上、ほかに申立人の妻及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私は、昭和48年頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。保険料を納付することは、国民の義務と考えており、未納があるはずがない。保険料の具体的な金額や納付場所は覚えていないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能であるものの、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立人に係る昭和47年度のA市国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間直前の昭和47年9月から同年12月までの国民年金保険料を48年2月2日に納付していることが確認でき、これ以降の申立期間の保険料が未納とされているところ、昭和51年度の同市国民年金収滞納一覧表によると、昭和51年4月から同年9月までの保険料を同年8月24日に現年度納付し、さらには、上記特殊台帳によると、申立期間直後の50年4月から51年3月までの保険料を同年8月に過年度納付していることが確認でき、当該納付の時点では、申立期間のうち48年1月から49年6月までは既に時効により保険料を納付することができず、同年7月から50年3月までは過年度納付が可能であるものの、申立人から申立期間に係る保険料の納付について具体的な供述は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの期間及び45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から44年3月まで
② 昭和45年4月から47年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間①及び②が未納とされていることが分かった。

国民年金は、昭和47年2月の婚姻届と同時に夫婦共に加入手続を行い、20歳から加入したと記憶している。国民年金保険料についても夫婦共に納付したと思うが、申立期間①及び②が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその妻が所持する夫婦の国民年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号は夫婦連番であり、同手帳は、いずれも昭和47年3月1日に発行されていることが確認できる上、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者資格の取得日から、この頃に夫婦の国民年金の加入手続が行われたものと推認されるところ、当該加入手続時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない。

また、申立期間②について、上記加入手続時点において、昭和46年度の国民年金保険料は現年度納付、45年度の保険料は過年度納付が可能であり、申立期間②直前の44年度の保険料を過年度納付したことが、申立人が所持する領収証書により確認できるものの、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間②は夫婦共に未納であることが確認できる上、申立人夫婦は、申立期間②のうち、46年度に係る3枚つづりの納付書（納付書・領収証書、領収控、領収済通知書）を夫婦それぞれに所持しているところ、そのいずれにも領収印は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間が未納とされていることが分かった。

国民年金は、昭和47年2月の婚姻届と同時に夫婦共に加入手続を行い、20歳から加入したと記憶している。国民年金保険料についても夫婦共に納付したと思うが、申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人及びその夫が所持する夫婦の国民年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号は夫婦連番であり、同手帳は、いずれも昭和47年3月1日に発行されていることが確認できる上、申立人の同手帳記号番号の前後の任意加入被保険者資格の取得日から、この頃に夫婦の国民年金の加入手続が行われたものと推認される。当該加入手続時点において、昭和46年度の国民年金保険料は現年度納付、45年度の保険料は過年度納付が可能であるが、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間は夫婦共に未納であることが確認できる。

また、申立人夫婦は、申立期間のうち、昭和46年度に係る3枚つづりの納付書（納付書・領収証書、領収控、領収済通知書）を夫婦それぞれに所持しているところ、そのいずれにも領収印は見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年9月まで

当時、私は大学生であったが、国民年金に任意加入することができたので、母が平成元年6月分から、当時大学生であった兄の国民年金保険料とともに、私の保険料も納付してくれていた。保険料を納付できる経済状況だったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月から、申立人の母親が、申立人の兄の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、平成元年6月頃に、申立人に係る国民年金の任意加入手続を行う必要があるが、申立人及びその母親は当該手続を行った記憶は無いとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をA県内で検索したが、この頃に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が唯一所持する年金手帳には、国民年金の初めて被保険者となった日は、平成3年4月1日と記載されており、申立期間のうち、元年6月から3年3月までの資格記録は無く、当該期間は国民年金に未加入であることが確認でき、これはオンライン記録と一致することから、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、平成5年5月に払い出されていることが確認できる上、前後の被保険者の加入状況から、同年7月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、当該加入手続時点では、申立期間のうち、3年4月及び同年5月は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年6月から同年9月までは過年度納付が可能であるものの、オンライン記録によると、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、申立人が所持する納付期間が平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料の領収証書によると、領収日は5年11月2日であることが確認できるところ、同日時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄に関しても、申立人と同様、申立期間のうち、平成元年6月から3年3月までは国民年金に未加入であり、同年4月から同年9月までは保険料が未納であることが確認できる上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私は、平成元年4月に厚生年金保険の加入事業所を退職し、その後、4年3月まで、国民年金保険料は未納のままだったが、母親が同年4月に加入手続を行い申立期間である3か年分の保険料を一括してA市役所において納付してくれたにもかかわらず、当該期間の記録が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成4年4月に国民年金の加入手続を行い、遡及して3か年分の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得時期及び保険料納付状況から、平成4年10月頃に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されるどころ、申立人の所持する年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、「平成元年5月1日」と記載されており、これは、オンライン記録とも一致していることから、申立期間のうち元年4月は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は同月の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、制度上、納期限から2年を超えた国民年金保険料は納付することができず、上記の国民年金加入手続時点において、申立期間のうち平成元年5月から2年8月までの保険料は、既に時効により納付することができない期間に該当する上、特例納付が実施されていた時期でもないことから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年2月まで

私は、昭和45年10月に事業所を退職する際、事業所から国民年金の加入を指導され、同年11月頃に夫がA市役所B出張所において国民年金の加入手続を行い、役所の窓口で国民年金手帳の交付を受け、国民年金保険料を集金人や役所の窓口で毎月納付していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月頃に、その夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、いずれも昭和47年3月20日と記載されていることが確認でき、申立期間に係る資格記録の記載は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の夫及び申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(*)前後の任意加入被保険者の加入状況からも、当該手帳記号番号が昭和47年3月頃に払い出されたことが確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立人の夫が45年11月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の夫及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数

の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人の夫及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から43年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私の年金記録は、納付代表者又はA市役所B係で保管されていた国民年金手帳の紛失による台帳への記載ミスが原因で、昭和42年度から記録すべきところ、43年度から記録されている。このため昭和49年10月から50年12月までの15か月分の国民年金保険料が還付されたが、還付は誤りである。申立期間①の保険料は、父親が納付していたと考えられる。

また、申立期間②については、A市役所から、昭和51年3月31日時点で国民年金保険料が未納である旨のハガキが届き、同年4月に、同市役所において、50年10月から同年12月までの国民年金保険料と同時に、申立期間②の保険料を納付した。国民年金の被保険者資格が無かったため未納とされているが、市役所に提出した書類等からみて国民年金の被保険者資格は有り、保険料を納付している。

現在の年金記録に納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、国民年金手帳の紛失による台帳への記載ミスが原因で、年金記録につき、昭和42年度から記録すべきところ、43年度から記録されているため、誤って昭和49年10月から50年12月までの国民年金保険料が還付された旨を主張している。

しかしながら、A市の昭和50年度の国民年金収滞納一覧表により、昭和49年10月21日の厚生年金保険被保険者の資格取得及び50年10月1日の同資格

喪失に関して、A市に届出がなされていなかったことが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び還付整理簿によると、51年9月に49年10月から50年12月までの国民年金保険料に係る還付記録が確認できるところ、同年10月から同年12月までの誤還付は見られるものの、還付誤りとして記録追加済みであり、当該還付記録のうち49年10月から50年9月までの保険料の還付は、厚生年金保険被保険者期間との重複による還付であったことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月頃に払い出されており、当該払出時点において、申立期間①のうち同年3月の保険料は過年度納付、同年4月から43年3月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、特殊台帳において、申立期間①の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について、昭和51年3月31日時点で、国民年金保険料が未納である旨のハガキを受け取り、同年4月に、A市役所において、50年10月から同年12月までの期間及び申立期間②の保険料を同時に納付したと主張しているが、同市の昭和50年度の国民年金収滞納一覧表によると、昭和50年10月から同年12月までの保険料は、同年12月20日に戸別検認（集金）により収納されたことが確認でき、申立内容とは符合しない上、当該収滞納一覧表によると、申立期間②の保険料を現年度納付したとする記録は見当たらず、特殊台帳において、当該期間の保険料を過年度納付したとする記録も見当たらない。

加えて、申立人の父親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。